

極上和牛と焼酎マルシェ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城NiQLL（以下「NiQLL」という。）の特性を活かしながら、市民はもとより道路利用者や観光客を含めた幅広い世代に楽しんでいただくイベントとして、宮崎牛や全国を代表するブランド和牛を利用者に気軽に食べ比べしていただくイベントを開催することで、本市の基本方針の一つでもある「日本一の肉と焼酎のふるさと都城」に訪れたことを体感していただき、もって、NiQLLのコンセプトである、肉と焼酎を中心とした地場製品の魅力を発信することを目的に実施する。

2 業務の概要

(1) 名称

極上和牛と焼酎マルシェ運営業務委託

(2) 場所

宮崎県都城市都北町 5225 番地 1 「道の駅」都城 イベント広場ほか

(3) 内容

次のとおり。詳細は仕様書（別紙 1）を参照のこと。

ア 本業務に係る企画調整及び運営に向けた調整業務

イ イベントにおけるプログラムの企画及び実施

ウ 会場及び会場外運営業務

エ 広報に関する業務

オ アンケートの実施及び集計

カ その他本業務の遂行に必要な事務及び作業

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 11 月 27 日（金）まで

(5) 提案上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額 909,090 円を含む）

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、イベント運営全般に係る企画調整から実施、会場運営、警備、広報、アンケート等までを総合的に実施するものである。

したがって、これらの仕様を、限られた事業費で最大限に有効活用するために、事業者からの具体的な技術提案を広く受け付けることのできる公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 実施スケジュール（予定）

| 内 容 | 日 程 |
|-----------------------------|-----------------------|
| 選定委員会発足（審査方法、評価項目及び評価視点の決定） | 令和8年5月下旬 |
| 公告日 | 令和8年6月10日（水） |
| 参加表明書の受付期間 | 令和8年6月10日（水）～6月24日（水） |
| 質疑の受付期間 | 令和8年6月10日（水）～7月2日（木） |
| 参加資格要件の審査通知 | 令和8年7月1日（水） |
| 提案書提出要請書の送付 | 令和8年7月1日（水） |
| 質疑への回答 | 令和8年7月3日（金）まで随時 |
| 技術提案書受付期間 | 令和8年7月1日（水）～7月8日（水） |
| プレゼンテーション等の実施 | 令和8年7月17日（金）（予定） |
| プレゼンテーション等による優先交渉者の選定・通知 | 令和8年7月22日（水）（予定） |
| 契約締結日 | 令和8年8月上旬（予定） |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別

公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 都城市内に本店、支店、営業所等を有する者であること
- (4) 都城市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、都城市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと
- (7) 国及び地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。

7 質問の受付

内容についての質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年6月10日(水)から7月2日(木)午後4時30分まで
- (2) 受付方法 質問書(様式第2号)を電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 「12 応募・問合せ先」と同じ。
- (4) 回答方法 参加表明書を提出した全ての事業者に対し、令和8年7月3日(金)午後5時までにメールで送付する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 事業者概要(任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等)
- ③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ④ a 法人の場合:役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号)及び誓約書(同規則様式第6号)
b 個人の場合:誓約書兼同意書(同規則様式第2号)
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 決算報告書(直近1年分)
- ⑦ 納税証明書(直近1年分)
 - a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書(最寄の税務署で発行)
 - b 都城市税の滞納のない証明書(都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合)

※各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※③から⑦までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている場合は省略できる。

イ 提出期間

令和8年6月10日(水)から令和8年6月24日(水)まで

ウ 受付時間

午前9時から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日は除く日(以下「平日」という。)とする。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和 8 年 7 月 1 日（水）までに通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

① 提出書類

辞退届（様式第 3 号）

② 提出期限

令和 8 年 7 月 8 日（水）まで

③ 受付時間

平日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

④ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 技術提案書

ア 提出書類 詳細は、技術提案書等の作成要領（別紙 2）を参照すること。

① 技術提案書等提出書（様式第 4 号）

② 類似業務等実績の詳細（様式第 5 号）

③ 技術提案書（任意様式）

④ 見積書（任意様式）

イ 提出期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 7 月 8 日（水）まで

ウ 受付時間

平日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成 24 年度告示第 254 号。以下「プロポーザル要綱」という。）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、選定委員会を設置する。委員は、庁内の関係者 5 人（観光 PR 部長、みやこんじょ PR 課長、みやこんじょ PR 課副課長、PR 課職員 2 名）で組織する。

(2) 審査方法

ア 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を、別紙2「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、高い評価を得た上位3者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

イ 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

第1次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙2「評価項目及び評価基準」に基づいて再度審査を行い、優先交渉者を選定する。

（ア）日程

令和8年7月17日（金）※予定（詳細は別途通知する。）

（イ）出席者

1者3名以内

（ウ）実施時間

1者30分以内（器機のセッティング・撤去、質疑応答に係る時間を含む。）

（エ）貸出物品

机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター及びホワイトボードとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

（3） 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準（別紙3）のとおり

（4） 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

（5） 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

（1） 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、契約金額は、提案された見積額の範囲内とする。

（2） 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該当するときは免除とする。

（3） その他

ア 契約代金の支払は、発注者による検査に合格した後、所定の手続により請負代金を支払う完了払とする

- イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。
- ウ 契約締結後、速やかに市担当者と協議の上、業務実施計画書（スケジュール等）を作成し、市担当者の確認を受けること。
- エ 本契約後、業務を進めるに当たり、市の申出による変更など、契約者の提案内容から大幅な変更が生じた場合、市と協議することとする。
- オ 市の担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合は、その都度協議することとする。

11 その他

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。
 - ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合
- (2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 参加表明書、技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)に基づき対応する。
- (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (8) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

12 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

都城市観光PR部みやこんじょPR課 物産担当 加藤

電話 0986-23-2193(直通)

FAX 0986-25-6200

E-Mail bussan01@city.miyakonojo.miyazaki.jp